第２　当事者及び本訴の対象

1. 原告は、五島市に住所を有する住民である。
2. 被告は、五島市の執行機関である五島市長である。本訴は、市長個人を被告として原告への支払を求めるものではなく、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、五島市の損害を回復するための措置を被告に求めるものである。
3. 五島市は、令和 8 年 1 月 22 日、合同会社デロイト トーマツ（以下「受託者」という。）との間で、第三者委員会事務局運営等支援業務委託契約を締結した。契約金額は 9,130,000 円であり、うち消費税及び地方消費税相当額は 830,000 円である。以下、この契約を「本件契約」という（甲 15)。
4. 本訴で問題とする財務会計行為は、本件契約の締結及びこれに係る支出負担行為並びに履行検査を経た支出命令・公金支出である。ただし、各行為の違法性及び責任は、行為の内容、権限及び義務に即して個別に判断されるべきものである。原告は、まず、相手方の特定及び価格の審査を経て本件契約を締結し、その支出負担を決定した段階の違法性を主張する。
5. 事前の協議、見積徴取、予算要求及び文書の保存状況は、これらの財務会計行為の合理性を検証するための事情である。原告は、予算準備行為又は文書の不存在を、それだけで独立した損害賠償の対象とするものではない。

第３　住民監査請求の前置及び出訴期間

1. 原告は、令和 8 年 8 月 14 日、五島市監査委員に対し、本件契約に係る支出の適法性及び損害回復措置等について、地方自治法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求をした（甲 1、甲 2)。同請求は、本件契約の締結日及び支払日からそれぞれ 1 年以内になされたものである。
2. 原告は、同年 9 月 15 日、監査委員に対して陳述を行い、また、追加資料提出書を提出した（甲 3)。
3. 監査委員は、令和 8 年 10 月 9 日、原告の監査請求を棄却する旨を記載した甲 4 の書面を原告に交付した。原告は、同日、監査事務局から連絡を受け、受領に赴いて同書面を受領した。
4. 原告は、この監査結果に不服があるため、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、本訴を提起する。本訴は、同条第 2 項第 1 号の期間内に提起するものである。
5. 本訴は、甲 4 による監査結果自体の取消しを求めるものではない。監査請求で問題とした本件契約及びこれに係る財務会計行為について、五島市に生じた損害の回復を求めるものである。

6. 甲 34 及び甲 35 は、監査請求後に取得した本件契約に関する資料である。原告は、これらを同一の契約及び支出に関する追加の証拠として提出する。

第 4　本件契約及び支出の経過

1. 参考見積及び予算準備

五島市とトーマツ側との間では、令和 7 年 8 月 5 日に WEB 会議、同月 7 日に電話による協議が行われた。同月 5 日の協議記録には、委員会を原則 WEB で開催すること、委員会の開催回数を 3 回程度とすること等が記録されている。同月 18 日には、税込 9,130,000 円の参考見積書が市に提出された（甲 9、甲 17)。

参考見積の段階から、住民説明に関するサポート業務に加え、旅費その他の経費も見積額に含まれていた。参考見積の経費は 980,000 円であり、別途、マイナス 42,250 円の調整額が計上されていた（甲 9)。予算要求及び査定関係資料にも、住民説明実施に係る相談業務が掲げられている（甲 10～甲 12)。

2. 相手方の選定及び予定価格

令和 8 年 1 月 20 日、本件業務の実施について起案・決裁がなされた。起案文書は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とする随意契約を採用し、五島市財務規則第 87 条第 1 項第 2 号により 1 者から見積書を徴するものとしている（甲 5)。

同文書は、受託者について、他自治体での同種業務の実績、本件の業務責任者の経験、専門的知見及び短期間での遂行能力等を挙げている。予定価格は税込 9,130,000 円、入札書比較価格は税抜 8,300,000 円とされた（甲 5、甲 14)。

3. 契約締結及び支出負担行為

受託者は、令和 8 年 1 月 21 日付で、税抜 8,300,000 円、税込 9,130,000 円の正式見積書を提出した（甲 13)。

本件契約の締結伺いは同月 21 日起案、同月 22 日決裁であり、同月 22 日に契約が締結された。履行期間は同月 23 日から同年 3 月 31 日までとされた。同月 22 日付支出負担行為決議書には、9,130,000 円の支出負担が記録されている（甲 5、甲 15、甲 16)。

令和 8 年 10 月 28 日に交付された公会計システム決裁画面では、当該支出負担行為に係る総務課長[redacted]の「決裁（完了)」が確認できる。五島市事務決裁規程第 4 条及び別表第 1 の共通決裁事項（3）15 は、委託料の支

出負担行為の決議を全額、課長の専決事項としている（甲 37、甲 38、甲 40）。

同画面の基本情報では決定日が令和 8 年 1 月 22 日とされる一方、進捗状況の処理日時は同年 2 月 3 日とされている。原告は、この表示の相違をもって直ちに遡及決裁又は無権限の契約と断定するものではない。契約締結伺い、支出負担行為決議書及び電子記録を区別して当該処理の意味を検討する（甲 5、甲 16、甲 38）。

4. 契約上の業務及び成果品

仕様書は、業務を、方針の検討・準備、実態調査及び再発防止策の検討、第三者委員会事務局運営等に区分している。具体的には、アンケート調査、ヒアリング調査、再発防止計画案の作成、委員の選任、委員会の運営、報告書案及びその概要版案の作成等を掲げる（甲 6）。

成果品は、再発防止計画案、第三者委員会報告書案、同概要版案、委員会議事概要及び委員会資料の 5 種類であり、各々紙及び電子データでの提出が予定されている（甲 6）。

5. 完了報告、検査及び支払

受託者は、令和 8 年 3 月 31 日付で委託業務完了報告書を提出した。同日付の検査調書には、5 種類の成果品について合格とする記載及び出来高 100％の記載がある。検査員は[redacted]、立会者は[redacted]である（甲 21、甲 22）。

受託者の請求書の発行日は同年 4 月 16 日、市の受付印の日付は同月 28 日である。同月 28 日付で 9,130,000 円の支出命令がなされ、同年 5 月 12 日に支払われた（甲 23、甲 24）。

第 5　随意契約及び 1 者見積の違法性

1. 判断の枠組み

地方自治法第 234 条第 2 項は、随意契約によることができる場合を政令で定める場合に限定する。本件で市が援用した同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用については、契約の性質・目的等に即した合理的な判断を要する。

原告は、専門的知見を必要とする業務について随意契約を用いることが一律に許されないと主張するものではない。本件業務の具体的な内容と履行条件に照らし、受託者を特定する判断が合理的裁量の範囲内であったかが問題である。

また、随意契約を用い得ることと、1 者のみから見積書を徴することは、区別して検討されなければならない。本件起案が引用する五島市財務規則第

87 条第 1 項第 2 号の適用についても、契約相手方を特定すべき具体的理由が必要となる（甲 5)。

2. 受託者の能力と相手方特定の理由

甲 5 に挙げられた専門性及び実績は、受託者に本件業務を遂行する能力があることを説明する事情である。しかし、それのみでは、他の事業者の提案又は見積りを検討せずに相手方を特定する理由まで明らかになるものではない。

五島市は、他社比較資料、他の委託可能業者を調査・比較した資料及び対馬市事例の確認・比較に関する資料について、保有していない旨を通知している（甲 25、甲 26、甲 28)。そのため、同種業務を遂行し得る事業者の範囲、比較可能性及び価格競争を排除する必要性を、これらの資料によって検証することができない。

3. 短期間での履行を理由とする判断

市は、約 2 か月の履行期間内に業務を遂行する必要性を選定理由の一つとしている。他方、トーマツ側との協議及び予算準備は令和 7 年 8 月から進められていた（甲 5、甲 9～甲 12、甲 17)。

監査結果が指摘する関連訴訟の終結時期等も考慮されるべきであるが、原告は、契約締結時点の期間の短さだけで、前年から可能であった候補者の調査、履行条件の整理及び価格比較を行わなかったことまで正当化されるものではないと主張する。

4. 原告の主張

原告は、受託者の専門性、実績及び履行能力に関する一般的説明にとどまり、他の選択肢との比較可能性及び競争を排除する利益について具体的な検討を欠いたまま、受託者に相手方を固定した点に、裁量判断の過程の欠落があると主張する。

ただし、公文書の不存在のみから、口頭による検討を含め一切の検討がなかったと断定するものではない。被告において比較検討を実施したと主張する場合には、その時期、担当者、対象、検討内容及び判断の根拠を具体的に明らかにする必要がある。

5. 専門性を評価する公募の事例

[redacted]は、令和 8 年度学校事故等詳細調査に係る支援業務について、専門的な知見を有する外部事業者による検証・再発防止・報告書作成等の支援を、公募型プロポーザルにより選定している。同市は、法人及び担当者の

実績、専門的知見、実施方法及び体制等を評価事項とし、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社を受託者として特定した（甲 41～甲 43)。この例は、専門的な支援業務について、専門性を評価しながら公募による選定を行う方式が存在することを示す。ただし、本件契約後の事例であり、本件契約時の特定業者の受託可能性を直接証明するものではない。また、公募型プロポーザルは一般競争入札と同一の制度ではなく、その存在のみをもって本件随意契約が違法となるものではない。原告は、本件において専門性を理由とする 1 者特定が必要であったかを検討する参考事情として援用する。

第 6　デロイト選定に至る過程

1　甲 17 によれば、令和 7 年 8 月 5 日の時点で、既にトーマツ側と業務内容、調査方法及び運営方法について具体的な協議がなされていた。

2　しかし、同会議に至るまでの接触及び日程調整等の記録について、市は文書を保有しない旨を回答し、WEB 会議の招待・調整に関する電子メール等は会議終了後に削除した旨を説明している。他方、協議内容を記録した甲 17 は存在する（甲 29、甲 32)。

3　削除に係る保存基準等及び廃棄手続・承認記録についても、文書不存在の通知がなされている（甲 33、甲 34)。このため、誰が、いつ、どのような契機と判断により同社との協議を開始したかは、現有資料では十分に明らかでない。

4　原告は、電子メール等の削除から、不正な接触又は隠蔽の存在を推認するものではない。問題は、相手方特定に至る判断を事後的に検証する記録が乏しい一方、後の起案文書に記載された一般的な能力評価のみをもって選定過程全体を合理的とした点にある。

5　令和 8 年 1 月 20 日の選定理由については、それが前年 8 月の協議開始時にも実際に検討されていた理由であるのか、その後に生じた事情であるのかを分けて検証すべきである。契約直前の起案文書の存在だけでは、この点は明らかにならない。

第 7　9,130,000 円の価格形成

1. 価格の推移

参考見積、予算要求・査定、設計額、予定価格、正式見積及び最終契約の各段階で、税込 9,130,000 円という金額が維持されている（甲 7、甲 9～甲 16)。

金額の一致自体が違法性を示すものではない。しかし、外部事業者の参考見積を出発点として、業務内容の具体化及び一部項目の置換を経ても総額が維持されたことから、その間に市が必要な業務量、単価及び経費をどのように独立して検討したかが問題となる。

2. 積算内容

参考見積の内訳は、直接人件費 7,362,250 円、経費 980,000 円、調整額マイナス 42,250 円であり、税抜総額は 8,300,000 円である。経費と調整額を合算した額は 937,750 円となる。設計書の経費欄は 937,750 円であり、経費 980,000 円がそのまま最終設計に残ったという関係ではない（甲 7、甲 9）。

開示された設計書には業務別・職位別の金額が記載されているが、数量及び単価に非開示部分がある。このため、原告は現有資料のみでは、具体的な予定工数及び単価を十分に検証できない（甲 7）。

3. オンライン実施との関係

甲 17 には、参考見積以前の令和 7 年 8 月 5 日の段階から、委員会を原則 WEB 開催とする旨が記載されている。したがって、原告は、当初予定されていた来島業務が後に全面的にオンラインへ変更されたことを前提として、旅費相当額の全額を過大積算と主張するものではない。

原告が問題とするのは、当初から予定されていた実施方法の下で、経費 937,750 円の内訳及び必要性を審査したと認める資料がない点である。定額契約である場合、実支出が見積額を下回ったことだけで当然に返還義務が生ずるものでもない。

4. 比較資料の不足

市は、他社比較資料及び[redacted]の委託額等との比較資料を保有していない（甲 25、甲 26、甲 28）。市自身が他自治体での実績を選定理由とした以上、その事例の業務範囲、体制及び価格を確認したかは、本件価格の合理性を判断する上でも関係する。

原告は、受託者の専門性のみをもってその提示額全体の妥当性を説明することはできず、本件の具体的な業務範囲、工数、職位別単価及び成果品に即した価格審査を要すると主張する。

5. 他自治体の公表価格資料

[redacted]の上記支援業務の公募上限は税込 7,920,000 円である。[redacted]の令和 3 年度決算には第三者委員会事務局運営委託料 3,000,000 円が記載され、[redacted]の決算には第三者調査委員会委員業務委託料として令和 5 年度 3,505,392 円、令和 6 年度繰越分 1,638,266 円が記載されている（甲 41、甲 44～甲 46）。

これらは、関連業務の公表された価格資料である。原告は、その価格の性質及び業務範囲の差異を踏まえて、本件の積算を検証するために援用する。各額と本件支払額との差を無条件に損害と扱うものではない。

第８　契約履行及び検査

1. 成果品及び検査記録の存在

本件では、第三者委員会報告書、概要版及び委員会関係資料が存在し、完了報告及び検査調書も作成されている（甲 18～甲 22)。原告は、本件業務が全く実施されなかったこと又は成果品が一切存在しないことを主張するものではない。

2. 検査の実質

契約書第 7 条は、完了報告を受けた後の検査を定める。仕様書は、成果品の提出に加え、調査、委員会運営、計画案等の作成及び業務実施計画書の作成・承認等を定めている（甲 6、甲 15)。

甲 22 には成果品についての合否及び出来高 100%の記載があるが、それのみでは、仕様書の各業務がどの資料により確認されたか、内容面の確認がどのように行われたかまでは明らかでない。原告が請求した納品書及び仕様書各項目の履行確認資料について、市は文書不存在と回答している。ただし、完了報告書等は既開示資料として別に存在する（甲 31)。

五島市財務規則第 98 条は、契約担当者が自ら又は職員に命じて検査を行うことを定める。同第 100 条は、契約及び関係書類に基づく給付の確認、検査調書等の作成及び必要な手直し等を定める。したがって、[redacted]が支出負担行為に関与し、かつ検査員であることだけをもって検査が違法であると主張するものではない（甲 39)。

3. 委員の確認及び修正の記録

委員会後の委員の意見、修正指示等に関する照会についても、文書不存在の通知がなされている（甲 30)。このことから直ちに委員による検討がなかったとはいえないが、報告書案等がどのような確認及び修正を経て成果品となったかを検証する上で、残存する議事概要、提出資料及び成果品との照合を要する。

4. 損害及び責任との関係

原告は、検査記録の簡略さ又は確認資料の不存在を、それだけで未履行又は損害額に置き換えるものではない。検査を原因とする責任を追及するには、未履行又は不適合の具体的内容、それを検査によって発見すべきであった事情及び過払等との因果関係を特定する必要がある。

第9　673,750円の業務項目に関する問題

1. 参考見積と契約時の項目の相違

   参考見積では、住民説明に関するサポート業務に税抜673,750円が計上されている。これに対し、契約時の仕様書及び設計書には、第三者委員会報告書概要版案の作成が掲げられ、設計書上その金額は税抜673,750円となっている（甲6、甲7、甲9）。

2. 甲35が示す事項

   甲35は、当初の契約締結時の仕様書及び設計書には住民説明サポート業務が含まれていなかったため、契約変更の事務処理はないと説明する。また、変更後の業務内容、673,750円の積算根拠及び報告書案作成業務との区分に関する請求については、既に開示した設計書及び仕様書と同一の文書であるとしている。

   したがって、甲35から「673,750円の積算根拠資料が全て不存在である」と認定することはできない。また、契約後に住民説明サポート業務が一方的に削除されたという事実関係を前提とすることもできない。

3. 本件で検証すべき点

   問題は、参考見積から契約時の仕様へ業務内容が具体化される過程で、異なる業務項目に同額が設定された理由及びその算定の合理性である。

   設計書上、概要版案作成673,750円は、パートナー232,750円、シニアマネジャー147,000円及びシニアスタッフ294,000円に分かれている。報告書案作成1,114,750円は、パートナー232,750円、シニアマネジャー294,000円及びシニアスタッフ588,000円に分かれている（甲7）。

   職位別の積算及び概要版の成果品は存在する（甲7、甲18）。しかし、原告は、異なる業務への同額の振替について、作業区分、予定工数及び価格の相当性を検証したことを示す資料がない点を問題とする。成果品が存在することは、当該価格が合理的であったことまで示すものではない。

4. 損害額との関係

   673,750円は税抜の積算額であり、税込契約額9,130,000円とそのまま比較・控除することはできない。原告は、同項目の金額を独立して全額請求するものではなく、業務内容が変わっても同額が維持された価格形成の合理性を問題とする。同項目は、第11の価格差損害の主張を基礎付ける一事情として援用し、別途加算しない。

第10　監査結果に対する反論

1. 専門性等を理由とする相手方特定

監査結果は、受託者の専門性、実績及び短期間での対応能力等をもって、相手方選定を合理的裁量の範囲内とした（甲 4)。しかし、受託者の能力に関する評価と、他の選択肢を検討せず 1 者に特定する必要性とは別の問題である。第 5 及び第 6 の事情を踏まえ、比較を行わなかった理由を含む判断過程が審理されるべきである。

2. 参考見積の位置付け

監査結果は、参考見積を予算要求のための資料として、直接の契約手続に係る独立の監査対象とはしないとした（甲 4)。しかし、原告が参考見積を援用するのは、予算準備行為自体の違法確認を求めるためではない。契約価格に至る形成過程及び業務項目の相違を示す資料として、甲 9 は本件契約の合理性の判断に関係する。

3. 価格に関する判断

監査結果は、比較資料等を確認できなかったことを踏まえつつも、適正価格を超える支出とまではいえない旨判断した（甲 4)。この判断は、個別の積算又は比較対象により本件価格の適正性を積極的に算定したものではない。

もっとも、比較資料の欠如により当然に損害の立証責任が被告に移るものではない。原告は、契約価格の形成過程に関する問題に加え、第 11 記載の比較資料及び本件業務の内容を基礎として、相当対価を超える支出による価格差損害を主張する。

4. 検査調書を根拠とする履行認定

監査結果は、成果品の提出及び検査調書等を基礎として履行を認めている（甲 4)。原告はこれらの書類の存在を争うものではなく、その内容が仕様書上の業務及び確認事項に対応しているかを問題とする。検査の実質及びその結果生じた損害は、成果品の内容に即して審理されるべきである。

5. 契約の私法上の効力と支出命令

契約締結に際して公法上の規律に違反がある場合であっても、そのことのみから契約が私法上当然に無効となるものではない。また、有効な契約上の債務の履行としてなされた支出命令については、契約締結行為とは区別した検討を要する（最高裁平成 25 年 3 月 21 日第一小法廷判決参照)。

原告は、本件契約が有効であることのみを理由として、契約締結及び支出負担行為の段階における財務会計上の義務違反まで否定されるものではないと主張する。他方、支出命令担当者の責任については、無効、取消し、解除又は具体的な未履行等、支払を行うべきでなかった事情を別に特定する。

第11　五島市に生じた損害

1. 価格差損害としての請求

原告は、実際に支払われた委託料9,130,000円と、必要な専門性を確保した上で相手方及び価格を合理的に比較・審査していれば本件業務を調達できた相当対価との差額を、五島市の損害として主張する。調査、委員会運営及び成果品の価値を認めた上で、過大な支出部分を問題とするものである。

本訴で請求する額は1,210,000円であり、以下の比較推計による。原告は、契約の私法上の無効を前提とする全額返還や、少額随意契約の上限を基準とする差額を請求しているものではない。

2. 推計の基礎となる本件業務

本件仕様書は、実態調査、再発防止策の検討、委員の選任及び委員会運営、報告書案・概要版案等の作成を定めている。報告書によれば、訪問職員向けアンケートは49人を対象として45人から回答を得たものであり、班向けアンケート及びWEB方式のヒアリングも行われた（甲6、甲18）。

また、参考見積前の令和7年8月5日の協議段階から、委員会は原則WEBで開催し、3回程度とすることが予定されていた（甲17）。原告は、WEB方式であることから費用が生じないと主張するものではなく、本件の調査方法と予定された実施規模を、対価を評価する事情として挙げるものである。

3. 比較対象と推計額

[redacted]は、令和8年の学校事故等詳細調査に係る支援業務について、専門的知見を有する外部コンサルタント等を対象として公募型プロポーザルを実施し、税込7,920,000円を事業概算額の上限として示した。仕様書の業務は、事案の検証、再発防止に関する資料作成、会議への同席、会議録の作成、報告書作成等の支援を含み、履行期間は同年8月24日から翌年3月31日までとされている（甲41、甲42）。

原告は、地方公共団体の第三者委員会に対して外部の専門事業者が調査・再発防止・報告書作成の支援を行うという主要な業務機能が共通することと、本件の調査方法及び実施規模を踏まえ、本件に要する相当対価を、上記公募上限額である税込7,920,000円と推計する。

これは、[redacted]の公募上限額が当然に五島市を拘束するという主張ではなく、公開された専門業務の価格資料を基礎とする原告の評価である。両契約の対象事案は異なり、五島市の仕様には委員選任、アンケート、概要版案の作成が明記されている一方、[redacted]には継続的な打合せ等が予定されている。原告は、これらの差を含めても上記推計が相当であると主張する

が、業務量の差を金額に換算した個別の補正計算を提出できているものではない。この推計の当否を、積算及び実施内容に即して審理されたい。

本訴の算定には、税込と明示された公募上限額を用いる（甲 41）。[redacted]等の資料は関連業務の価格資料として補助的に援用するものであり、複数事例の平均を相場とするものではない。

4. 損害額及び因果関係

上記により、原告の主張する損害額は次のとおりである。

9,130,000 円－7,920,000 円＝1,210,000 円

原告は、相手方特定の必要性と業務別積算を検証し、専門性を評価する提案比較及び価格交渉を行っていれば、上記相当対価で必要な業務を調達することができたと主張する。比較を行わずに 1 者の参考見積を出発点とした総額を維持し、業務項目が変わった部分についても価格の再検証を経ないまま支出負担を決定したことが、上記過大支出を生じさせたという因果関係である。

[redacted]の案件は本件契約後のものであるため、その存在をもって[redacted]が契約当時に同案件を知っていた、又は同じ受託者から同額の申込みを得られたという事実を主張するものではない。同案件は対価評価の比較資料として援用する。

5. 請求範囲と額の認定

本訴は上記推計による 1,210,000 円の賠償命令を求めるものである。交通費他諸経費及び概要版案作成費は、価格形成を検証する対象であり、それらの全額を上記損害に重ねて加算しない。

損害の発生及び責任対象行為との因果関係が認められ、その性質上、額の立証が極めて困難と認められる場合には、原告は民事訴訟法第 248 条による相当額の認定を求める。同条により、損害発生の立証自体が不要となると主張するものではない。

原告は、五島市が受託者の実績として挙げた[redacted]の委託業務について、公文書の開示を請求している。取得後、業務範囲、調査規模、契約条件及び価格内訳を本件と照合し、その結果に応じて追加の書証及び準備書面を提出する予定である。本訴の請求額は、現時点で確認した前記資料に基づくものであり、未取得の[redacted]資料の内容を前提とするものではない。

第 12　責任を負うべき者

1. 責任を区別する必要性

本件に関与した職員等の責任は、契約締結及び支出負担行為、監督・検査並びに支出命令・支払の各段階に分けて判断すべきである。起案、合議又は立会いへの関与だけをもって、一律に賠償責任を負うものではない。

2. 支出負担行為の専決者及び他の関与者

[redacted]は、本件支出負担行為当時の総務課長であり、甲 38 の電子決裁記録では支出負担行為の決裁者として記録されている。五島市事務決裁規程第 4 条及び別表第 1 の共通決裁事項（3）15 によれば、委託料の支出負担行為の決議は、金額の全額について課長の専決事項である。原告は、同人が本件支出負担行為を専決したことを、本件責任を検討する権限上の根拠とする（甲 16、甲 38、甲 40）。

上記規程の専決区分は、支出負担行為の決議に関するものである。契約締結その他の手続の権限については、その決裁記録及び該当規程に即して別途判断する。原告は、同人が本件業務の実施及び契約締結の判断に関与した事情として、甲 5 及び甲 14 を援用する。

[redacted]は、甲 22 では検査員としても記載されている。事務決裁規程の共通決裁事項（5）7 及び 8 では、検査職員の指名及び検査報告の承認は課長の専決事項である。ただし、検査について責任を求めるためには、検査で発見すべき具体的な不履行等及びその看過による損害を特定する必要がある（甲 22、甲 40）。

[redacted]は、甲 24 の電子決裁記録において、令和 8 年 4 月 28 日の支出命令を決裁した総務課長として記録されている。同規程の共通決裁事項（3）16 は、支出命令を課長の専決事項とする。同人の責任は、支出負担行為をした[redacted]の責任とは区別して検討する。支出命令については、五島市財務規則第 53 条の確認事項を踏まえ、当該時点で支払を行うべきでなかった具体的事情の有無が問題となる（甲 24、甲 39、甲 40）。

[redacted]は、起案等に関与し、甲 22 では立会者として記録されている。立会者であることのみから検査員の責任を負うものではない。また、会計管理者等の確認又は審査についても、それぞれの法定の職務と具体的な義務違反を区別して判断する。

出口太は、市長として契約書に表示されている。しかし、市長名義の契約書であることだけで、市長本人が専決事項を直接処理したと認定することはできない。市長個人の責任を求める場合には、本人の行為又は具体的な指揮監督上の義務違反を特定する必要がある。

3. 賠償命令対象職員

地方自治法第 243 条の 2 の 9 第 1 項後段は、支出負担行為、支出命令、支出・支払及び契約の履行を確保するための監督・検査について、所定の権

限を有する職員等の賠償責任を定める。同項後段による責任については、故意又は重大な過失、法令違反及び損害との因果関係が必要となる。

本件の行為時の対応条文は改正前の第 243 条の 2 の 8 であり、現行法では第 243 条の 2 の 9 に繰り下げられている。以下、賠償命令の根拠は現行の条番号により記載する。

[redacted]は、本件支出負担行為を専決する権限を有した職員であるから、原告は同条の対象者に当たるものとして、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書による賠償命令を求める。

4. 本訴で責任を求める範囲

本訴では、[redacted]が専決した支出負担行為について、同人の重大な過失による法令違反と、第 11 記載の価格差損害との因果関係を主張し、同人に対する賠償命令を求める。検査及び支払に至る経過は、本件契約の履行及び公金支出の事実を示す事情として援用する。

市長個人、支出命令担当者その他の関与者に対する損害賠償請求、又は受託者に対する返還請求を、本訴の請求の趣旨に含めるものではない。

5. 具体的な義務違反及び重大な過失

[redacted]は、単に支払の末端で形式的な処理を行った者ではない。同人は、令和 8 年 1 月 20 日の業務実施起案及び同月 22 日の契約締結伺いを決裁し、支出負担行為も専決した者である。業務内容、1 者特定の理由、予定価格及び正式見積を総合して審査すべき立場にあった（甲 5、甲 14、甲 16、甲 38、甲 40）。

実施起案は、受託者以外に全業務を短期間で完了できる者はいないとするが、他の委託可能業者を調査・比較した資料は開示されていない。また、参考見積と契約時の仕様との間で住民説明サポートが概要版案作成に置き換わりながら、対応額及び総額は維持されている（甲 5〜甲 7、甲 9、甲 25、甲 26、甲 35）。

原告は、同人には、少なくとも他の専門事業者との比較可能性を調べるとともに、内容が異なる業務に同額を充てる合理性、各業務の工数・単価及び交通費他諸経費の必要性を確認し、独立した価格審査を行うべき義務があったと主張する。専門性が必要であることや予算の範囲内であることは、この審査に代わるものではない。

原告は、上記の事情を一体として、価格の合理性に直結する基本的な確認を著しく欠いたまま、比較を排除する判断と支出負担の決定を行った点に重大な過失があると主張する。決裁者であること又は文書が不存在であることだけから責任を導くものではない。

第13　結論

原告は、[redacted]による相手方特定及び価格審査に関する上記義務違反により、五島市には1,210,000円の価格差損害が生じたと主張する。同人は、故意又は重大な過失による職員の賠償責任に関する規定に基づき、同額の賠償責任を負う。

よって、原告は、地方自治法第242条の2第1項第4号ただし書に基づき、被告に対し、請求の趣旨記載の措置を求める。